４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

６．環境対策引当金の計上基準

サイクロトロン等の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

７．返還免除引当金の計上基準

将来の看護学生奨学金の返還免除による損失に備えるため、返還免除の実績率により回収不能見込額を計上しています。

８．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

金券類は個別法、その他は最終仕入原価法に基づく低価法

９．収益及び費用の計上基準

⑴　病院の診療に係る収益

病院の診療に係る収益は、主に健康保険等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

⑵　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国立研究開発法人から支出された委託費であり、委託契約等に基づいて報告書等を引き渡す義務を負っております。

当該履行義務について、当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断した場合は、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

履行義務が一定の期間にわたり充足されるものではない場合には、当該履行義務は、報告書等を引き渡す一時点において、顧客が当該報告書等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

Ⅱ．貸借対照表

１．契約資産の残高等

	期　首　残　高	期　末　残　高
顧客との契約から生じた債権	1,355,858,464円	1,323,497,277円
医業未収金	1,355,858,464円	1,323,497,277円
契約資産	4,712,492円	4,534,281円

契約資産は、当期末時点で診療が完了しているものの、審査支払機関への請求を保留している当法人の権利に関するものです。契約資産は審査支払機関に対する請求が可能となり、対価に対する当法人の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。なお、契約資産は、貸借対照表上、流動資産の「医業未収金」に含めて表示しております。

２．高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項に基づく当該事業年度末における保証債務の総額　10,348,650円

３．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び特約付定期預金に限定しており、資金調達については財政融資資金からの借入によっています。

また、当法人の診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っています。

なお、借入金の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っています。

４．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、医業未収金、未収金、未払金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても記載を省略しております。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴長期性預金	1,000,000,000	989,426,400	△10,573,600
⑵長期借入金	(9,371,844,650)	(8,178,214,154)	(△1,193,630,496)
⑶長期未払金	(684,132,480)	(656,221,481)	(△27,910,999)

（注１）負債に計上されているものは（　）で示しています。

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期性預金

長期性預金は、デリバティブ内包型預金（マルチコーラブル預金）であり、その時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

５．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　1,839,662,585円